

山口大学研究データポリシーの運用について

令和6年4月1日
副学長（学術研究担当） 裁定
研究データポリシー策定WG作成

山口大学（以下「本学」という。）は、山口大学憲章において、「先進的な研究を社会に還元」と「研究活動の透明性と説明責任の遵守」の理念を掲げている。

研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の理念を实践し、社会貢献体制の充実を図り広く社会に還元することを目的として、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

（定義）

第1条 本ポリシーにおいて、次に掲げる用語を、各号に定めるとおり定義する。

- (1) 「研究データ^①」とは、研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成された情報をいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学の役員・教職員・学生等で、研究活動を行う全ての者をいう。

（研究データの管理^②）

第2条 研究データを収集又は生成した研究者等がその研究データの管理を行う権利と責務を有する。

- 2 研究者等は、研究データの管理を行うにあたり、法令、契約等及び本学の規程、その他の規則^③を遵守し、各研究分野における倫理的要件^④を尊重する必要がある。

（研究データの公開等^⑤）

第3条 研究者等は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って^⑥、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

（研究データの管理、公開及び利活用の支援）

第4条 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境^⑦を整える。

（その他）

第5条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

① 研究データ

山口大学における研究資料等の保存に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 23 日大学研究推進機構長裁定。以下「ガイドライン」という。）においては、「論文や報告等、成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）」と定義されている。しかし、論文等に直接使用されていない情報であっても、学術的価値を有する情報は「管理」や「公開」の対象となり得ると考えられることから、本ポリシーは、上記ガイドラインが対象としていない情報も「研究データ」に含まれることとする。

この定義による「研究データ」には、例えば、以下のようなものが含まれる。

- 1 研究の過程で収集又は生成された一次データ（測定データ、画像情報等）
 - 2 一次データを分析、処理して生成された情報（加工データや解析データ等）
 - 3 上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、質問票等）に記載された情報
 - 4 上記のデータを用いて作成された研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報
 - 5 その他研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた情報
- ここでいう研究データには、データの対象物の所有者、データ所有者、データに係る知的財産権者、データ共有者等、様々な者が関与することも想定されるため、以下に挙げるデータについては、法令によりその取扱いが規制・制限されているもの、公開されることにより基本的人権等が侵害されるものを含むことから、特に慎重な取扱いが必要となる。

- ・研究活動の過程において収集された情報であっても、他者に帰属する著作物を含むもの
- ・人体への影響のあるもの、個人情報、診療データ、教育データ等
- ・法令によって保護される知的財産に係るデータ（特許権、意匠権、商標権、著作権、育成者権等のあるもの、営業秘密である治験データ等）
- ・その他上記以外で、他者に帰属、若しくは、他者と共有するデータ、あるいは、本学若しくは他者の名誉にかかわるデータ等の場合は、別途取扱いを検討すべきものとする。

②管理

研究の開始前から終了までの様々な過程で、どのようなデータを収集・生成するか、研究終了後の保存の要否の決定、保存方法等の決定などデータをどのように取り扱うかを研究者等自身が定め、これを実践することである。

他の研究機関等と共同で収集または作成されたデータは、それら研究機関等との取り決めによる。契約等により必要に応じて研究データの管理に関する取り決めを行い、適切に管理することが求められる（研究データの管理に関する権利と責任の所在を明確にし、適切に管理を実施する）。

また、競争的研究費等において、データ管理計画（DMP：Data Management Plan）の作成が求められるものがあるので、研究データをどのように管理・利活用するか決定することは重要である。

③法令、契約等及び本学の規程、その他の規則

研究データの収集、生成、利用、保存等について、法令、契約、本学が定める規程等を遵守することが必要である。特に、個人情報、外為法に基づき安全保障輸出管理の対象となっている技術情報、及び契約等において秘密管理等が要求されている情報等については、慎重かつ厳格な管理が要求され、それらの破棄についても、適切な態様で行われ

なければならない。また、共同研究契約や外部資金等における研究契約等において、管理に関する権利と責任の所在が定められている場合には、当該契約の定めに従って研究データの管理が行われなければならない。

本学が定める規程等とは、ガイドライン、国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則、国立大学法人山口大学における個人情報情報の管理に関する規則、国立大学法人山口大学安全保障輸出管理規則等が該当する。また、部局ごとの内規等も含む。

④各研究分野における倫理的要件

人を対象とする研究や、個人情報や肖像権に関わる情報、営業秘密を含む企業情報等を含むデータを使用した研究等については、各分野を所管する省庁や学協会での倫理指針等が示されているので、そうしたものも参照しながらデータを取扱う必要がある。

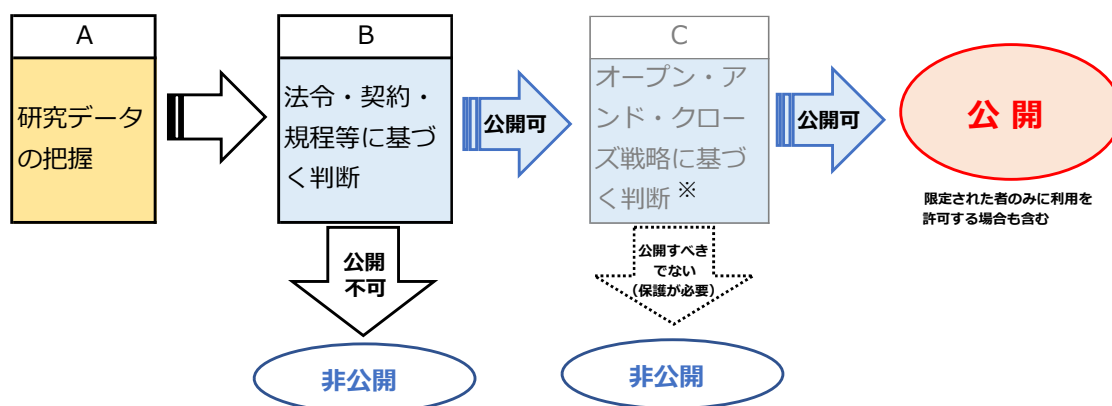
⑤公開等

公開及び共有を指す。本ポリシーにおいて、公開とは、当該研究データを管理する研究者等以外の任意の者が入手又は利用できる状態に置くことを指す。また、共有とは、アクセス権を付与された限定された者が入手又は利用できる状態に置くことを指す。

公開等にあたっては、以下の図1を参照し、判断の主体は、原則として研究者等とする。

【公開するデータの判断の流れ】

- A. 本ポリシーの対象となる「研究データ」の把握
- B. 法令、契約、規程により非公開とすべきデータの除外（③参照）
- C. オープン・アンド・クローズ戦略により保護すべきデータの除外



※オープン・アンド・クローズ戦略とは、国の科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略等で用いられる言葉で、「データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略」

図1 公開するデータの判断の流れ

また、データの公開範囲（公開／制限公開／制限共有／非公開非共有）を適切に判断することも必要である。具体的には、特許出願関係等の知的財産の側面からの戦略、産業競争力や科学技術・学術上の優位性の確保、安全保障上の観点等、個別の研究に応じた多面的な検討に基づく判断をいう。

公開先としては、機関横断的な分野ごとのリポジトリやデータサーバ、分野を問わない

汎用リポジトリサービス等、多様な選択肢が存在するので、投稿先の雑誌による指定や、各研究分野の慣習等に応じて、最適と考えるものを選択する。

※①の2～5のデータは、研究者等に著作権が発生している可能性があるため、公開の判断を考慮する必要がある。

⑥それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データの管理と同じく、③④を参照する。

また、研究分野の特質や研究データの性質等に応じ、利用者に対して適切な利用条件(利用者限定、用途限定、守秘義務を課す等)を付し、その遵守を求めることも必要である。

⑦ 管理及び公開を支援する環境

具体例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 研究データを管理するためのデジタルプラットフォームの提供等
- ・ 本学構成員に対する本ポリシーの内容や上記環境整備に関する周知、本ポリシーに基づく研究データの管理、公開の推進のための啓発、働きかけ及び支援
- ・ 研究データを公開するための機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供
- ・ 研究データの管理や公開に関して留意すべき法令、契約、本学が定める規程に関する情報提供や教育研修、知的財産の保護や共同研究・研究データの管理・公開等にかかる契約など、法務に関するアドバイス等の提供